

岩手県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人正 受会	下閉伊郡山田町山 田第16地割9番地 10	平安荘デイサー ビスセンター指 定居宅介護支援 事業所	平安荘指定居宅 介護支援事業所	下閉伊郡山田町 船越第6地割 100番地3	下閉伊郡山田町 山田第16地割9 番地10	平成26年2月27日